

# 商品概要説明書

## ビジネスサポート「飛躍」

2024年4月1日現在

お取扱店	・当金庫の本支店です。ただし、旭川市および札幌市に所在する支店を除きます。
ご利用いただける方	・稚内商工会議所および主営業地区(「宗谷総合振興局管内、天塩町、遠別町、雄武町」以下同じとします。)の商工会の会員で会費を完納している方 ・同一事業を継続して1年以上営んでいる方 ・直近の決算が債務超過でない方 ただし、娯楽業等および食事の提供を主目的としない飲食業は除くものとします。
お使いみち	・事業資金
ご融資総額	・10億円
ご融資限度額	・1事業者1,000万円以内(1万円単位)
ご融資期間	・6ヵ月以上5年以内(1ヵ月単位)
ご融資利率	・当金庫所定の利率とさせていただきます。(固定金利)
ご返済方法	・毎月元金均等または元利均等返済
保証人	・個別にご相談させていただきます。
担保	・不要
返済試算額の入手方法	・返済額の試算は、窓口またはホームページでご照会ください。
手数料	・別紙「貸出条件変更等に伴う手数料一覧表」の通りの手数料が必要となります。
必要書類	・登記事項証明書 ・税務署の受付印のある確定申告書(※)および決算書類一式(過去3期分)、直近の試算表 ※ 電子申告の場合は、「電子申告受付日時・受付番号」が表示された申告書も可 ・稚内商工会議所および主営業地区の商工会で発行する「斡旋書」 ・その他、当金庫が必要とする書類
苦情処理措置 紛争解決措置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法令等遵守委員会(9時~17時、電話:0162-22-0625)にお申し出ください。 <紛争解決措置> 札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法令等遵守委員会、北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法令等遵守委員会にお問合わせ下さい。
その他	・お申込みに際しては、当金庫の審査基準により審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので予めご了承下さい。 ・原則7営業日以内に融資の可否を決定します。 ・稚内商工会議所および主営業地区の商工会で発行する「斡旋書」を当金庫へ提出のうえ、お申込下さい。

稚内信用金庫